

特化則：製造または取扱いが常時行われる屋内作業場

環境・健康

特定化学物質障害予防規則（特化則）での作業環境測定は、第1類物質または第2類物質の製造または取扱いが常時行われる屋内作業場について義務付けられています。「常時」についての特化則での定義、通達による解釈例規などが示されていないため、「常時」の判断は所轄の労働基準監督署等の判断によります。「常時」の判断上、下記の特化則（36条）の「常時、労働者がいない場合の測定」の質疑（昭47.12.23、基発第799号）が参考となります。また、下記の特化則（第5条）の「臨時の作業を行う場合」の解釈例規（昭46.5.24、基発第399号）を示しましたが、この解釈例規は、「臨時」が「常時」に該当しないことから参考となります。

「常時、労働者がいない場合」の測定の質疑

質 問	回 答
常時、労働者がいないような場所についても測定を実施する必要があるか。	測定の目的が、労働者の健康障害の防止にあることから通常の常態における労働者の作業行動範囲について測定しなければならないこと。

「臨時の作業を行う場合」の解釈例規

その事業において通常行っている作業のほかに一時的必要に応じて行う第2類物質に係る作業を行う場合をいうこと。したがって、一般的には、作業時間が短時間の場合が少なくないが、必ずしもそのような場合のみに限られる趣旨ではないこと。

kes サポート

目 的	課 題	k e s サポート
把 握	作業環境への特化物の発散状況	作業環境測定
	作業者の特化物のばく露状況	個人ばく露モニタリング
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改 善	作業環境への特化物の発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	特化物の体内侵入防止	呼吸用保護具、保護手袋等の使用
教 育	特化物作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育